

平成 21 年 11 月 14 日

廃棄物運搬車両の交通事故について

1 交通事故の経緯

- ・ 10 月 1 日（木）14 時 30 分頃、不法投棄現場から青森 R E R（株）に向かう途中、国道 7 号環状線の青森市筒井八ツ橋（青森消防署筒井分署付近）交差点手前で、県境再生共同企業体の運搬車両が、緊急車両（救急車）優先のため停車した前方の乗用車に衝突し、当該乗用車がさらにその前方の軽自動車に衝突した結果、乗用車及び軽自動車運転手等を負傷させた。
- ・ 乗用車の運転手は強度のむち打ち症で約 2 カ月、軽自動車の運転手及び同乗者 1 名は軽度のむち打ち症で約 2 週間、通院による治療を要すると診断された。
- ・ 事故に伴う廃棄物の飛散・流出はない。

2 県の対応

- ・ 10 月 1 日（事故発生当日）、県境再生共同企業体の運行管理センターから事故の連絡を受けて、直ちに事故現場に職員 2 名を派遣し、事故の状況把握に努めた。
また、当該企業体のすべての運搬会社に対し、当日中に緊急の安全教育を実施させた。
- ・ 10 月 2 日に、処分業者、運搬業者、現場工事業者などが参集する工程会議において、事故の内容を説明し、安全運転の徹底を図るよう指示した。
- ・ 10 月 5 日に、県境産廃の運搬・処分を委託しているすべての共同企業体の代表者に対し、交通安全の徹底と安全教育を実施するよう指示する通知を出した。（全企業体実施済み）
- ・ 10 月 5 日から 6 日にかけて、当該企業体の運搬車両に対し、抜き打ちによる臨時の追走を実施した。
- ・ 当該運搬車両が、事故発生時に前方不注意や車間距離不十分など交通関係法規を遵守していなかったため、当該企業体に対し 10 月 9 日から 10 月 18 日までの 10 日間、運搬・処分の委託業務の停止を実施した。
- ・ 当該企業体から、委託業務停止期間中に再度安全教育を実施し、10 月 16 日付けで事故の再発防止策などを強化した旨の報告があったため、安全対策を十分に講じるよう指示したうえで、10 月 19 日から搬出を再開した。